



監査報告書

航総第 54 号

平成 14 年 6 月 4 日

独立行政法人 航海訓練所
理事長 安本博通 殿

独立行政法人 航海訓練所

監事 福田正明 
監事 常川隆司 

私たちは、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人航海訓練所（以下、「法人」という。）の平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに決算報告書について監査を行った。

この監査に当たって、私たちは、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠していると認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。